

# 業務仕様書

## 1 業務名

札幌ドーム屋外サッカー練習場人工芝保全業務

## 2 業務概要

札幌ドームの屋外サッカー練習場の人工芝は施設後20年経過し、経年劣化による弾力性の低下や芝の摩耗が著しいため、人工芝の保全を行う。

## 3 履行場所

札幌ドーム（札幌市豊平区羊ヶ丘1番地）

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年11月26日(火)まで

※業務の実施については施設利用者を考慮し、担当職員及び施設管理者と十分に協議を行うこと。特に隣接する屋外サッカー練習場(天然芝)の利用に支障をきたさないようにすること。

※ほかの業務で別の請負業者と施工時期が重なる場合は、別の請負業者と十分に協議を行うこと。

※現地作業は令和6年8月20日～9月30日に行うこと。

## 5 業務内容

本業務は、仕様書の他に下記に示す図書による。

- ・札幌市土木工事共通仕様書:最新年度版
- ・屋外体育施設の建設指針 公益財団法人日本体育施設協会編:最新年度版
- ・グラウンド・コート舗装施工指針 一般社団法人日本運動施設建設業協会編:最新年度版
- ・その他担当職員から指示の指示によるもの

### (1) 事前調査 1式

- ・現地施工前に既存人工芝の欠損や軟弱部の確認、傾斜と平坦性の測定を行い、調査成果を担当職員に提出する。
- ・傾斜と平坦性の測定方法は「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブック」による。

### (2) ロングパイル人工芝敷設(材工共) 8,843㎡

- ・事前調査の結果、既存人工芝に欠損や軟弱な部分、凹凸がある場合には補修を実施する。補修後は、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブック」の基準値を目標とするが、基準値を満足しなくてもよい。
- ・暗渠、下層路盤、透水シート、中層路盤、上層路盤は既存のままとする。
- ・成人サッカーピッチライン(白)1面、8人制サッカーピッチライン(青)2面を含める。
- ・オーバーレイ工法により施工する場合は、オーバーレイ工法の実績を豊富に持つ専門業者によるものとする。
- ・人工芝の種類と品質は以下のとおりとする。

[人工芝の種類と品質]

材質:ポリエチレン  
芝丈:50 mm以上  
形状:ダイヤモンド形状ヤーン/直毛  
パイル厚:400  $\mu$   
植付本数:10,000 株以上/m<sup>2</sup>

(3) サッカーゴール固定金具 嵩上げ(材工共) 4カ所

- ・既存サッカーゴール固定金具の高さを調整する。
- ・詳細は別紙「サッカーゴール固定金具」参照。

(4) 敷設後調査 1式

- ・敷設後、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドブック」の測定方法に基づき、ボールの垂直反発高さ、ボールの転がり、衝撃吸収性、垂直変位、回転抵抗の試験を行い、基準値を満たしていることを確認する。
- ・敷設後調査の調査成果を担当職員に提出する。

(5) 産業廃棄物運搬処分 1式

(6) 資材、機器運搬費 1式

- ・資材及び機器の敷地内運搬経路について、屋外サッカー練習場の周囲の通路は大型車両が通行できないため、施設管理者及び担当職員と十分に協議を行い施設利用に影響がないように計画すること。

## 6 資格要件

本業務を担当する技術者は、ロングパイル人工芝(葉茎の長さ 50 mm以上のスポーツ競技場へ敷設することを目的とした人工芝)の施工管理をした実績があること。

## 7 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写し(E 票)を提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

## 8 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	事前調査の調査成果	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	工程表	
	業務計画書	
	人工芝の品質を証明する資料	
	その他使用材料のカタログ等	
完了時	写真帳	CD-R 等にて電子データも提出すること
	敷設後調査の調査成果	
	マニフェスト伝票の写し	
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

## 8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (5) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(令和4年版[令和4年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。